

2022年3月17日(木)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp http://www.str-tax.jp

住宅ローン控除

令和 4 年入居でも改正前の条件適用

改正された住宅ローン控除

令和 4 年以後の住宅ローン控除は、控除率、控除期間が見直され、さらに環境性能に応じて借入限度額が 4 つに区分されます。

令和 4 年度税制改正後の借入限度額

新築時	改正前	令4・5	令6・7
長期優良 住宅	5,000万	5,000万	4,500万
ゼロ・エネルギー・ハウス	4,000万	4,500万	3,500万
省エネ基準 適合住宅	4,000万	4,000万	3,000万
その他	4,000万	3,000万	2,000万

買取再販住宅(一定のリフォームにより 良質化した上で販売する住宅)を含む

令和3年改正の特例延長が生きている

住宅ローン控除は基本的に入居を開始した年分の条件で適用されますが、令和 4 年入居の場合は 2 パターンの取扱いが存在します。

注文住宅の場合は令和2年10月から令和3年9月末までに請負契約を締結、分譲住宅の場合は令和2年12月から令和3年11月末までに売買契約を締結したものについては、令和3年度税制改正の住宅ローン控除の特例の延長により、令和4年度税制改

正の前の控除率等での適用となります。

例:環境性能が低い一般の新築住宅で令和 4年末までに入居した場合

	改正前適用	改正後適用
適用年数	13 年	13 年
控 除 率	1%	0.7%
借入限度額	4,000万	3,000万

11 年~13 年目の控除額は年末残高等(上限 4,000 万円)の 1%か(住宅取得等対価の額-消費税額)(上限 4,000 万円)×2%÷3のいずれか少ない方

来年の確定申告時にはご注意を

上記の表のように、控除される金額等が 異なる令和 4 年開始の住宅ローン控除が存 在します。来年の確定申告時には誤りがな いように注意したいですね。

なお、すでに令和3年以前に入居して、 住宅ローン控除の適用を受けている場合に ついては、令和4年以降控除率が下がるこ とはありません。



すまい給付金について も令和3年改正特例条 件適合で令和4年中居 住開始の住居であれば 給付されます。